新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(案)等参考資料

平成25年2月20日

指定(地方)行政機関

指定行政機関		指定地方行政機関	
内閣府		沖縄総合事務局	
国家公安委員会			
警察庁		管区警察局、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部 報通信部	
金融庁			
消費者庁			
総務省	消防庁	総合通信局、沖縄総合通信事務所	
法務省		地方入国管理局	
外務省			
財務省	国税庁	財務局、福岡財務支局、税関、沖縄地区税関、国税局、沖縄国税事務所	
文部科学省			
厚生労働省	検疫所	地方厚生局、都道府県労働局	
	国立感染症研究所		
農林水産省	動物検疫所	地方農政局、北海道農政事務所、	
	林野庁		
	水産庁		
経済産業省	資源エネルギー庁	経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事	
	中小企業庁	務所	
国土交通省	観光庁	地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空	
	気象庁	局、航空交通管制部、管区気象台、沖縄気象台、管区	
	海上保安庁	海上保安本部	
環境省	原子力規制委員会	地方環境事務所	
防衛省		地方防衛局	

指定公共機関

事業者名
独立行政法人労働者健康福祉機構
独立行政法人国立病院機構
独立行政法人国立国際医療研究センター
日本赤十字社
社団法人日本医師会
公益社団法人日本薬剤師会
公益社団法人日本看護協会
社団法人全日本病院協会
社団法人日本医療法人協会
社団法人日本病院会
一般財団法人化学及血清療法研究所
北里第一三共ワクチン株式会社
武田薬品工業株式会社
グラクソ・スミスクライン株式会社
塩野義製薬株式会社
第一三共株式会社
中外製薬株式会社
株式会社ジェイ・エム・エス
株式会社トップ
テルモ株式会社
ニプロ株式会社
一般社団法人日本ワクチン産業協会
社団法人日本医薬品卸業連合会
沖縄電力株式会社 関西電力株式会社
九州電力株式会社
四国電力株式会社
中国電力株式会社
中部電力株式会社
東京電力株式会社
東北電力株式会社
北陸電力株式会社
北海道電力株式会社
電源開発株式会社
日本原子力発電株式会社

業種	事業者名
ガス	大阪瓦斯株式会社
	西部瓦斯株式会社
	東京瓦斯株式会社
	東邦瓦斯株式会社
鉄道	北海道旅客鉄道株式会社
	四国旅客鉄道株式会社
	九州旅客鉄道株式会社
	日本貨物鉄道株式会社
	東京地下鉄株式会社
	東海旅客鉄道株式会社
	西日本旅客鉄道株式会社
	東日本旅客鉄道株式会社
	小田急電鉄株式会社
	近畿日本鉄道株式会社
	京王電鉄株式会社
	京成電鉄株式会社
	京阪電気鉄道株式会社
	京浜急行電鉄株式会社
	首都圏新都市鉄道株式会社
	西武鉄道株式会社
	東京急行電鉄株式会社
	東武鉄道株式会社 タナ島鉄送株式会社
	名古屋鉄道株式会社
	│南海電気鉄道株式会社 │阪急電鉄株式会社
	败忌电跃怀式云社 阪神電気鉄道株式会社
貨物	欧州电风跃坦怀式云社 佐川急便株式会社
貝 彻	西濃運輸株式会社
<u> </u>	日本通運株式会社
	福山通運株式会社
	ヤマト運輸株式会社
空港	新関西国際空港株式会社
管理	中部国際空港株式会社
	成田国際空港株式会社

業種	事業者名
航空	全日本空輸株式会社
	日本航空株式会社
水運	オーシャントランス株式会社
	商船三井フェリー株式会社
	新日本海フェリー株式会社
	太平洋フェリー株式会社
	マルエーフェリー株式会社
	株式会社商船三井
	川崎汽船株式会社
	日本郵船株式会社
	旭タンカ一株式会社
	井本商運株式会社
	上野トランステック株式会社
	川崎近海汽船株式会社
	近海郵船物流株式会社
	栗林商船株式会社
	鶴見サンマリン株式会社
	日本海運株式会社
	琉球海運株式会社
金融	日本銀行
報道	日本放送協会
通信	日本電信電話株式会社
	東日本電信電話株式会社
	西日本電信電話株式会社
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
	KDDI株式会社
	ソフトバンクテレコム株式会社
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
	ソフトバンクモバイル株式会社
郵便	日本郵便株式会社

緊急事態宣言の要件

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとし て政令で定める要件

(政令要件 I)

重症症例(肺炎、多臓器不全、 脳症など)が通常のインフルエン ザにかかった場合に比して、相 当程度高いと認められる場合

海外及び国内の臨床例を集 積し、それらに基づき、基本 的対処方針等諮問委員会で 判断。

※ 感染症法に基づき厚生労働大 臣が公表する段階では、ある程 度の臨床例が蓄積されていると 考えられる。

全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を 及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件

(政令要件Ⅱ)

①疫学調査の結果、報告された 患者等に感染させた原因が特 定できない場合

or

②上記①の場合のほか、患者等 が不特定の者に対して感染さ せる行動をとっていた場合そ の他の感染が拡大していると 疑うに足りる正当な理由のあ る場合

患者等に関する積極的疫 学調査を行い、その結果 に基づき、基本的対処方 針等諮問委員会で判断。

<法律要件♪

国又内

ζは新感染症の2で新型インフェ

染症

の所見の

の所見のある者の報告ルエンザ等感染症の患者等

政府対策本部の設置(特措法第

海外症例等の

外症例等の情報収集-ベイランスの強化(

(感染症法

15 条)

感染症法に基づく厚生労働大臣の ズ4宣言

公表

新型インフルエンザ等が発生

②のケースであっても、早期の行政的な介入が必要

感染を防止するための施設使用制限等について

新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点を踏まえ、施設の区分ごとに、適切な対応を行う。

※特措法第45条の措置は、指示まで至る措置。また個別施設名が公表される。 特措法第24条第9項の措置は、指示まで至らない措置。また公表もされない。

(区分1施設)

これまでの研究により感染リスクが高い施設等 →使用制限も含め最優先で対応が必要 学校•保育所等

要請·公表 (第45条)

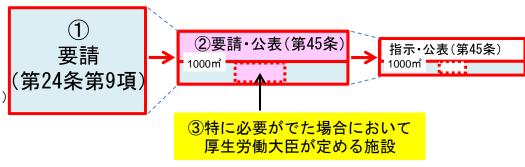
(区分2施設)

社会生活を維持する上で必要な施設 →使用制限以外の措置。 病院 食料品店 銀行、工場 事務所等

要請 (第24条第9項)

(区分3施設)

運用上柔軟に対応すべき施設 →できる限り使用制限以外の措置 必要な場合には要請等を公表 大学等、劇場 運動・遊戯施設 集会・展示施設 百貨店 (食品売場等を除く) 娯楽施設等



施設の使用制限以外の措置

- ・ 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理
- ・ 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止
- 手指の消毒設備の設置
- ・ 施設の消毒
- マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
- ・ 上記に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めるもの

売渡しの要請・収用等の対象となる特定物資

法第55条

特定都道府県知事、指定(地方)行政機関の長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な物資(特定物資)について売渡しの要請・収用、保管命令をすることができる。



政令

特定物資は以下のとおりとする。

- ①医薬品(抗インフルエンザ薬については、厚生労働大臣が措置を行う場合に限る。)
- ②食品
- ③医療機器その他衛生用品
- 4燃料
- ⑤その他内閣総理大臣が定めるもの(発生時において想定外の物資が必要となった場合の対応を可能とするもの)

医療等の実施の要請・指示の対象となる医療関係者等

○ 特措法第31条による要請・指示の対象となる医療関係者は、以下のとおり。

医師	歯科医師	薬剤師	保健師
助産師	看護師	准看護師	診療放射線技師
臨床検査技師	臨床工学技士	救急救命士	歯科衛生士

【参考】

本法における医療関係者は、

- (1) 法第31条第1項に基づき、都道府県知事が、患者等に対する医療を行うよう要請すること ができる対象
- (2) 法第31条第2項に基づき、厚生労働大臣及び都道府県知事が、法第28条の特定接種又は法第46条の住民に対する予防接種の実施に関し、必要な協力の要請をすることができる対象
- (3) 法第31条第3項に基づき、上記(1)(2)による要請に応じない場合に、厚生労働大臣及び都道府県知事が、医療の提供、特定接種、又は住民に対する予防接種の実施を指示することができる対象

また、要請・指示を受けた医療関係者は、法第62条第2項に基づく実費弁償と、第63条第1項に 基づく損害補償の対象となる。

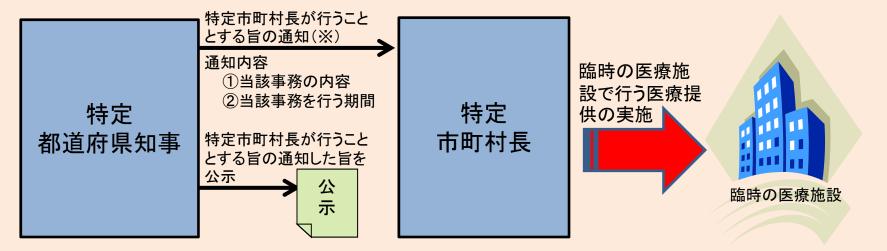
○ なお、医療その他の行為の実施の要請・指示を受けた医療関係者のうち、医療機関の管理者は、必要があると認めるときは、当該医療機関の医療関係者、事務職員その他の職員を活用してその実施の体制の構築を図るものとする。

特定市町村長による臨時の医療施設における医療の提供の実施に関する事務の実施

〇特定都道府県知事は、必要があると認めるときは、<u>政令で定める</u>ところにより、臨時の医療施設で行う医療 提供の実施に関する事務の一部を特定市町村が行うこととすることができる。(特措法第48条第2項)

く政令で定める手続きの流れ>

法第48条第2項の規定により臨時の医療施設に係る事務の一部を特定市町村長が行うこととした場合においては、法の規定中当該事務に係る当該特定都道府県知事に関する規定は、特定市町村長に関する規定として特定市町村長に適用があるものとする。



※都道府県は、例えば市町村の意見を聴いた上で都道府県行動計画に定める等、事前に市町村と十分な協議が行うことが基本である。

①当該事務の内容

- ・臨時の医療施設の開設
- ・土地等の使用(法第49条関係)
- ・公用令書の交付(法第71条関係)
- ·立入検査等(法第72条関係) 等

②当該事務を行う期間

- ・原則として2年を限度とする。
- →新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する期間は2年を超えてはならない(法第第32条第2項)
- ・法第32条第3項の規定により、その期間が延長される場合にあっては、1年を超えない範囲で延長することとする。

損失補償・実費弁償・損害補償の手続

申請手続

【損失補償】

- ✓ 申請者は、必要事項を記載した損失補償申請書 を損失の原因となった処分を行った者に提出しな ければならない。
- ✓ 処分を行った者は、損失補償申請書を受理した場合に、遅滞なく審査・手続を行うこととする。

【実費弁償】

- ✓ 申請者は、必要事項を記載した実費弁償申請書を特措法第31条の規定による要請・指示を行った者(厚生労働大臣あるいは都道府県知事)に提出しなければならない。
- ✓ 要請・指示を行った者は、実費弁償申請書を受理した場合に、遅滞なく審査・手続を行うこととする。

【損害補償】

- ✓ 申請者は、必要事項を記載した損害補償申請書を特措法第31条の規定による要請・指示を行った 都道府県知事に提出しなければならない。
- ✓ 損害補償申請書を受理した都道府県知事は、遅 滞なく審査・手続を行うこととする。

申請書に記載する事項

損失補償申請書

- ①補償を受けようとする者の氏名及び住所 (法人は、名称・代表者氏名・主たる事務 所の所在地)
- ②請求額及びその明細
- ③損失の発生した日時又は期間
- 4損失の発生した区域又は場所
- ⑤損失の内容

実費弁償申請書

- ①申請する者の氏名及び住所
- ②請求額及びその明細
- ③要請等に応じ従事した期間及び場所
- ④従事した業務内容

<u>損害補償申請書</u>

- ①損害の補償を受けようとする者の氏名及び住所
- ②負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の 氏名及び住所
- ③負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時 及び場所
- ④負傷、疾病又は死亡の状況
- ,⑤死亡した場合にあっては、遺族の状況

国が負担する費用

○ 実施者支弁の原則に則り、地方公共団体が支弁する費用のうち一部の費用について、その費用の一部を国が負担するとともに、地方公共団体の財政力に応じて、国負担の嵩上げを行うこととしている(法第69条、政令第22条)。

地方の費用負担

○ 臨時の医療施設における医療提供、埋葬・火葬

·**実施主体** :都道府県

•費用負担割合:原則 国1/2 都道府県1/2

・費用の算定: 医師の報酬、薬品、材料、埋葬・火葬その他に要する費用については、厚生労働大臣が基準を定める

〇 損失補償、要請・指示に基づく実費弁償・損害補償

·**実施主体**:都道府県

·費用負担割合:原則 国1/2 都道府県1/2

・費用の算定:現に要した当該費用の額

〇 住民に対する予防接種

·**実施主体**:市町村

•費用負担割合:原則 国1/2 都道府県1/4 市町村1/4 ※健康被害救済についても同様

・費用の算定: 医師の報酬、薬品、材料その他に要する費用については、厚生労働大臣が基準を定める

※ 国負担の嵩上げ規定

・災害救助法を踏まえ、<u>地方団体の財政力に応じて嵩上げを行う(複数年度通算。市町村が実施主体の場合は地方費の</u> 1/2を都道府県が負担)。

